

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市農山村地域公園条例第6条第1項	公園の全部又は一部の独占使用の許可	産業振興課

1 審査基準は、次のとおりとする。

公園の使用又は公園における行為が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあること。

イ 施設を汚損し、又は損傷するおそれがあること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、公園の管理上適当でないこと。

2 標準処理期間は、15日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。